

# 扶養手当の在り方に関する勉強会 (第1回)

## 資 料

平成27年11月9日

人事院給与局

# 扶養手当制度の概要

## ① 支給要件

扶養親族(他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの)を有する職員  
に対して支給

↓  
年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は対象外

## ② 支給月額

配偶者：13,000円

子など：1人につき6,500円

(配偶者のない場合の1人目にあっては、11,000円)

(子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間に  
ある子にあっては、1人につき5,000円加算)

※ 支給月額については、民間における家族手当の額との  
均衡を図ることを基本として設定

扶養家族の構成	民間の支給月額 (平成27年職種別民間給与実態調査)	公務の支給月額
配偶者	13,885円	13,000円
配偶者と子1人	19,893円	19,500円
配偶者と子2人	25,418円	26,000円

## <主な制度改正経緯>

昭和25年	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)制定 扶養手当を支給
昭和44年	配偶者がない職員の第1子に係る手当額の特例を設定 (生計上の特殊性に配慮、配偶者に対する手当との均衡を考慮)
昭和47年	児童手当法の施行に伴い、児童手当の支給対象となる子に係る扶養手当は支給しないこととする調整措置を導入
平成4年	児童手当との調整措置を廃止 (児童手当制度の改正により児童手当の社会保障制度としての位置づけが強くなり、扶養手当の趣旨との違いが明確になってきたこと等を考慮)  子・孫・弟妹に係る支給年齢の上限を、満18歳の年度末から満22歳の年度末に改正 (民間における手当の支給状況、教育費等の家計負担の状況、大学への進学状況等を考慮)
平成5年	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算措置を導入 (高校・大学等の就学年齢にある子を扶養する職員の教育費等の家計負担が特に厳しいことに配慮)

# <手当月額の改正経緯>

(昭和25年～昭和59年)

区分 年	扶養親族 である 配偶者	扶養親族である子、父母等					特定期間 にある子に 係る加算額
		1 人 目			2 人 目	3 人 目 以 降	
		配偶者が 扶養親族 である場合	配偶者が 扶養親族 でない場合	配偶者が ない場合			
昭 25～40	円 600	円 600			円 400	円 400	円
41～43	1,000	"			"	"	
44・45	1,700	"	1,200	"	"		
46	2,200	"	1,400	600	"		
47	2,400	800	1,600	800	"		
48	3,500	1,000	2,500	1,000	"		
49	5,000	1,500	3,500	1,500	"		
50	6,000	2,000	4,000	2,000	"		
51	7,000	2,200	4,500	2,200	1,000		
52	8,000	2,300	5,000	2,300	"		
53	9,000	2,700	5,500	2,700	"		
54	10,000	3,000	6,500	3,000	"		
55	11,000	3,500	7,500	3,500	"		
56・57	12,000	"	8,000	"	"		
58	12,300	3,800	8,300	3,800	"		
59	13,200	4,200	8,900	4,200	"		

(昭和60年～現在)

区分 年	扶養親族 である 配偶者	扶養親族である子、父母等					特定期間 にある子に 係る加算額
		1 人 目			2 人 目	3 人 目 以 降	
		配偶者が 扶養親族 である場合	配偶者が 扶養親族 でない場合	配偶者が ない場合			
昭 60	円 14,000	円 4,500		円 9,500	円 4,500	円 1,000	円
61・62	15,000	"		10,000	"	"	
63～平2	16,000	"		10,500	"	"	
3・4	"	5,500		11,000	5,500	"	
5	"	"		"	"	2,000	
6	"	"		"	"	2,000	
7	"	"		"	"	2,500	
8	"	"		"	"	3,000	
9	"	"	6,500	"	"	4,000	
10・11	"	"	"	"	"	5,000	
12・13	"	6,000	"	"	6,000	3,000	
14	14,000	"	"	"	"	5,000	
15・16	13,500	"	"	"	"	"	
17	13,000	"	"	"	"	"	
18	"	"	"	"	"	(6,000)	
19～27	"	6,500		"	6,500		

(注) 1 昭和49年3月以前の「扶養親族である子、父母等」欄の手当額は子についてのものであり、父母等については「3人目以降」の手当額と同額であった。  
 2 平成14年、平成15年、平成17年及び平成18年の改定の実施時期は、それぞれ平成14年12月1日、平成15年11月1日、平成17年12月1日及び平成19年4月1日であり、それぞれの年度の全ての期間がこの表に掲げている額となっていたわけではない。

## <所得限度額の改定経緯(昭和51年以降)>

所得限度額については、東京都特別区内の官署に勤務する一般職試験(高卒)採用者(行政職俸給表(一)1級5号俸)の年間給与額の2分の1の額を基礎とし、併せて国家公務員共済組合法上の被扶養者及び所得税法上の控除対象配偶者等に係る所得限度額の状態を参考として、改定を行ってきている。

年月日	所得限度額	基準額	共済組合法の被扶養者に係る所得限度額	所得税法の控除対象配偶者に係る所得限度額
51.11.5	650,000 円	645,354 円	700,000円	700,000円
52.12.21	690,000 円	687,582 円		
53.10.21	700,000 円	699,052 円		
56.5.1	800,000 円	748,332 円	800,000円	790,000円
59.9.1	900,000 円	860,261 円	900,000円	880,000円
			1,000,000円	900,000円
				920,000円
元.9.1	1,000,000 円	1,002,573 円	1,100,000円	1,000,000円
2.9.1	1,100,000 円	1,119,335 円		
4.1.1	1,200,000 円	1,198,728 円	1,200,000円	
5.4.1	1,300,000 円	1,277,419 円	1,300,000円	1,030,000円

- (注) 1 「基準額」とは、東京都特別区内の官署に勤務する一般職試験(高卒)採用者の年間給与額の2分の1の額である。  
2 年月日は、扶養手当の所得限度額の改定日である。

# 扶養手当の支給状況

## <扶養親族構成別>

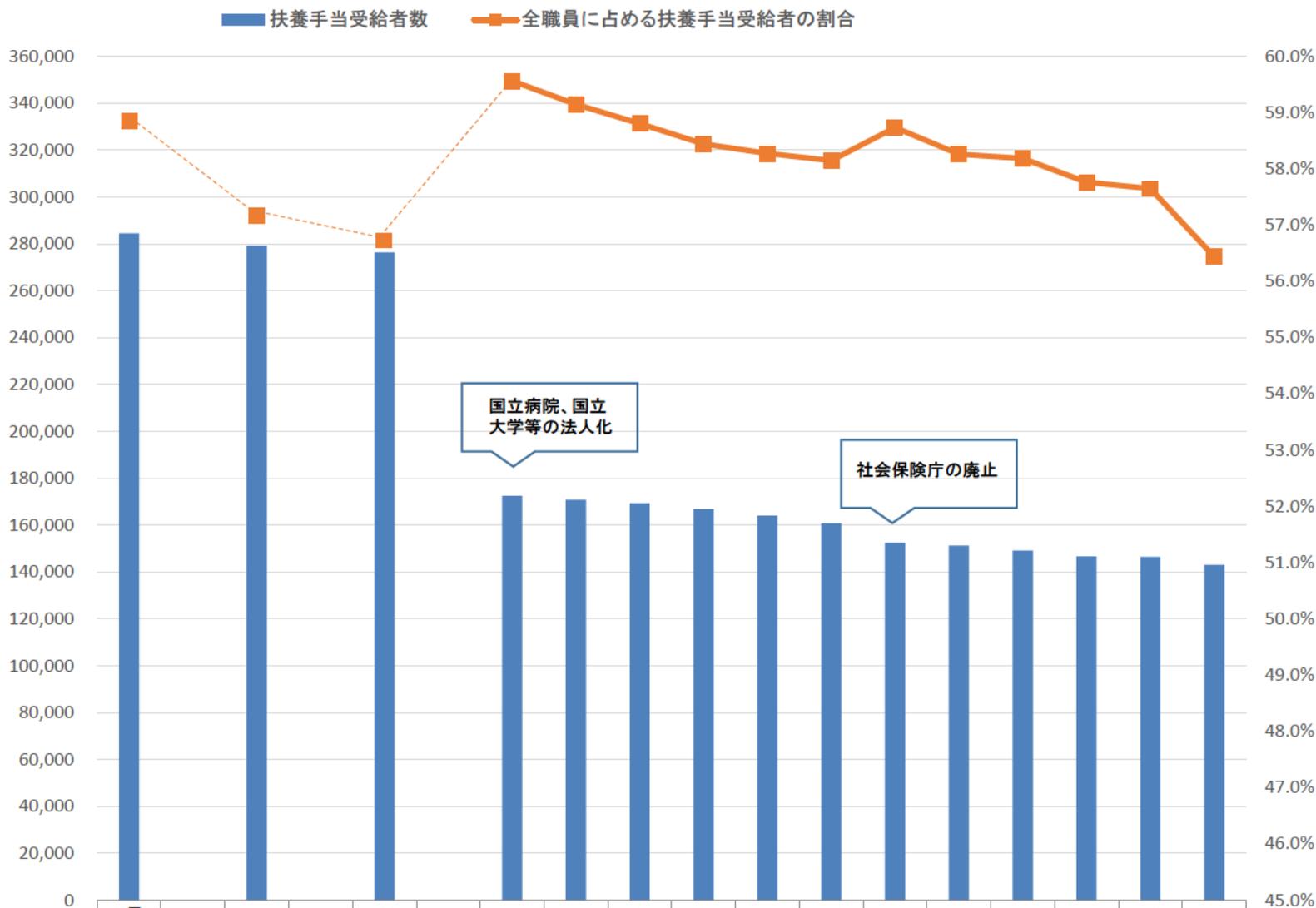
(平成27年国家公務員給与等実態調査)

扶養親族構成等	計	職員数に 対する割合	配偶者を 有する職員	配偶者を 有しない職員
扶養手当受給職員	142,991	(56.4%)	138,214	4,777
配偶者が扶養親族である職員	102,941	(40.6%)	102,941	-
配偶者のみ	30,037	(11.9%)	30,037	-
配偶者+子	69,611	(27.5%)	69,611	-
配偶者+子+父母等	1,899	(0.7%)	1,899	-
配偶者+父母等	1,394	(0.6%)	1,394	-
配偶者が扶養親族でない職員 又は配偶者を有しない職員	40,050	(15.8%)	35,273	4,777
子のみ	34,888	(13.8%)	32,629	2,259
子+父母等	1,491	(0.6%)	1,327	164
父母等のみ	3,671	(1.4%)	1,317	2,354
扶養手当非受給職員	110,385	(43.6%)	33,206	77,179
職員数	253,376	(100.0%)	171,420	81,956

(注)職員数には、扶養手当が支給されない指定職職員等は含まない。(以下全ての表で同じ。)

# <扶養手当受給者の推移>

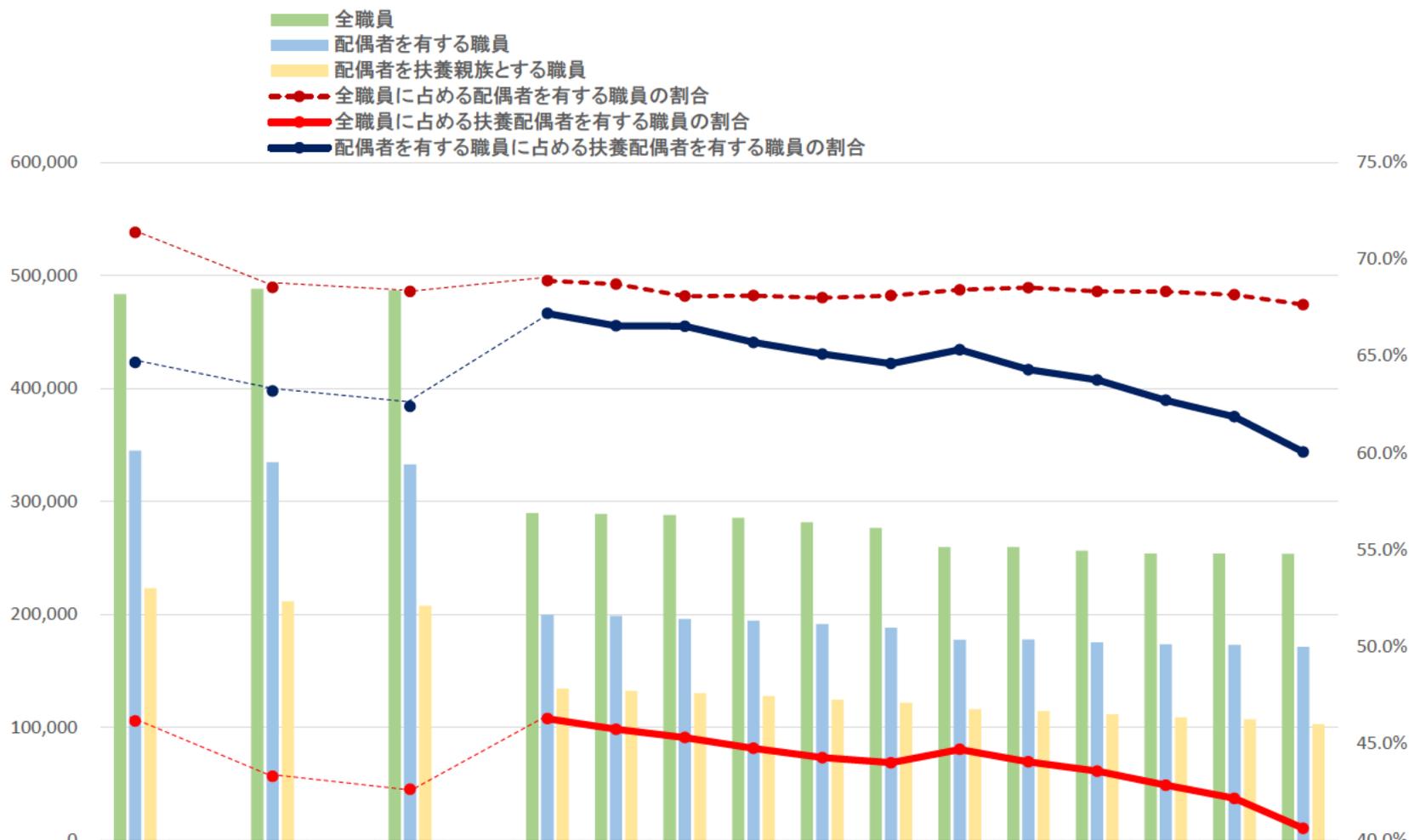
(各年の国家公務員給与等実態調査)



扶養手当受給者数	284,401	279,054	276,253	172,517	170,866	169,229	166,823	163,950	160,724	152,355	151,190	149,078	146,561	146,395	142,991
全職員に占める扶養手当受給者の割合	58.9%	57.2%	56.7%	59.6%	59.1%	58.8%	58.4%	58.3%	58.1%	58.7%	58.3%	58.2%	57.8%	57.6%	56.4%

# ＜配偶者を有する職員・扶養親族である配偶者を有する職員の推移＞

(各年の国家公務員給与等実態調査)



	H元	H6	H11	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全職員	483,237	488,087	486,994	289,647	288,894	287,807	285,452	281,349	276,416	259,406	259,522	256,232	253,746	253,949	253,376
配偶者を有する職員	344,963	334,559	332,750	199,519	198,510	195,976	194,448	191,347	188,300	177,485	177,852	175,100	173,383	173,105	171,420
配偶者を扶養親族とする職員	223,101	211,421	207,655	134,075	132,135	130,410	127,764	124,573	121,664	115,955	114,353	111,661	108,745	107,097	102,941
全職員に占める配偶者を有する職員の割合	71.4%	68.5%	68.3%	68.9%	68.7%	68.1%	68.1%	68.0%	68.1%	68.4%	68.5%	68.3%	68.3%	68.2%	67.7%
全職員に占める扶養配偶者を有する職員の割合	46.2%	43.3%	42.6%	46.3%	45.7%	45.3%	44.8%	44.3%	44.0%	44.7%	44.1%	43.6%	42.9%	42.2%	40.6%
配偶者を有する職員に占める扶養配偶者を有する職員の割合	64.7%	63.2%	62.4%	67.2%	66.6%	66.5%	65.7%	65.1%	64.6%	65.3%	64.3%	63.8%	62.7%	61.9%	60.1%

# 民間企業における家族手当の支給状況

## <家族手当の支給状況> (平成27年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者の 収入による 制限がある	収入制限の額			配偶者の 収入による 制限がない	配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
			103万円	130万円	その他 (従業員の収入 より少ない等)			
			76.5%	(90.3%)	[84.9%]			

### 収入制限額設定の際に考慮している事項 (複数回答)

所得税法の 配偶者控除	健康保険の 被扶養者	その他 (従業員の収入、 初任給額、基礎 年金額等)
【70.3%】	【30.1%】	【5.9%】

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。  
 3 【 】内は、配偶者の収入による制限がある事業所を100とした割合である。

## <配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況> (平成27年職種別民間給与実態調査)

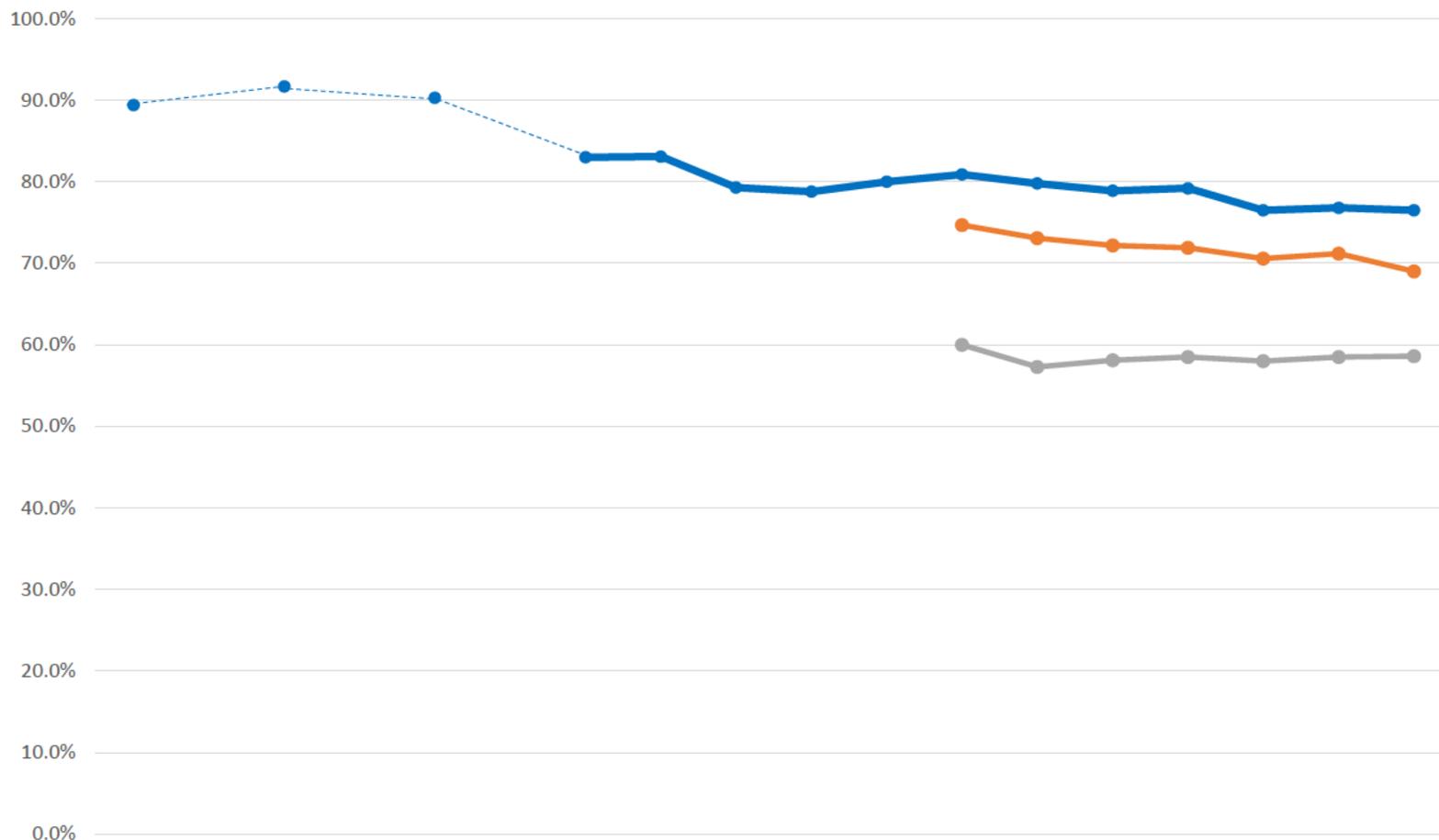
配偶者の 家族手当を 見直す 予定がある	見直しの内容(複数回答)								配偶者の 家族手当を 見直す 予定がない
	支給対象から 配偶者を除外	手当額の 減額	手当額の 増額	収入制限の 廃止	収入制限の 導入	収入制限の 引上げ	収入制限の 引下げ	その他 (見直し内容 未定等)	
5.9%	(14.5%)	(23.1%)	(17.4%)	(7.9%)	(5.8%)	(0.7%)	(0.2%)	(35.4%)	94.1%

- (注) 1 見直しの予定の有無については、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。  
 2 ( )内は、配偶者の家族手当を見直す予定がある事業所を100とした割合である。

# ＜家族手当の普及率の推移＞

(各年の職種別民間給与実態調査)

—●— 家族手当制度を有する事業所   
 —●— 配偶者に家族手当を支給する事業所   
 —●— 手当の支給要件として配偶者の収入による制限がある事業所



	H元	H6	H11	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
家族手当制度を有する事業所	89.4%		91.7%		83.0%	83.1%	79.3%	78.8%	80.0%	80.9%	79.8%	78.9%	79.2%	76.5%	76.8%	76.5%
配偶者に家族手当を支給する事業所	全事業所を100とした割合									74.7%	73.1%	72.2%	71.9%	70.6%	71.2%	69.0%
	家族手当制度がある事業所を100とした場合の割合									(92.3%)	(91.6%)	(91.5%)	(90.9%)	(92.4%)	(92.7%)	(90.3%)
手当の支給要件として配偶者の収入による制限がある事業所	全事業所を100とした割合									60.0%	57.3%	58.1%	58.5%	58.0%	58.5%	58.6%
	配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした場合の割合									<80.2%>	<78.4%>	<80.5%>	<81.3%>	<82.1%>	<82.2%>	<84.9%>

## <参考>

### 男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン（平成22年8月、厚生労働省）（抄）

#### 2 労使が自主的に取り組むための対応方針に係る事項

##### (2) 賃金・雇用管理の見直しの視点

###### ア 賃金・雇用管理の制度面の見直し

###### (ア) 公正・明確・透明な賃金制度

賃金表が未整備であったり、賃金決定や昇給・昇格の基準が不明確・不透明になっている場合、性別による賃金差別や男女間賃金格差につながりかねないことから、各企業においては、公正・明確な賃金・雇用管理制度の整備を行うとともに、労働者に対して適切な情報提供を行うことにより制度の周知を図り、透明性を高める必要がある。

また、家族手当や住宅手当といった生活手当については、労働者の生活の安定を図るため、多くの企業が採用しているが、女性労働者の納得性という点からは、支持は得られていない制度であると考えられる。男女間賃金格差解消の観点からも、また、女性労働者や独身の労働者の労働意欲への影響という観点からも、改めて労使で話し合い、どのような属性の労働者にとっても不公平の生じないよう、必要な見直しを行うことが望ましい。

### 男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方針に係るガイドライン（平成15年4月、厚生労働省）（抄）

#### 第2 労使が自主的に取り組むための賃金管理及び雇用管理の改善方針に係る事項

##### 2 賃金管理における改善方針

###### (3) 生活手当の見直し

家族手当、住宅手当等の生活手当については、男女間賃金格差解消の観点からは、それが格差を生成するような支給要件で支払われている場合には廃止することが望ましい。

労使双方、特に労働組合側に引き続き維持したいとの考えが根強いが、男女間賃金格差に影響しないよう、時間をかけてでも制度変更することが必要である。具体的には、男女間の賃金格差解消の観点からは、家族手当のうちの子どもに対する手当や住宅手当を引き続き維持するとしても、配偶者に対する手当は廃止する等、両手当を出来るだけ縮小することが望ましい。

この場合、生活手当の縮小・廃止に伴う影響を最小限に抑制するために、福利厚生施策面での対応や、賃金総額の引き下げにつながらないような措置を講ずる等により生活面への影響を緩和することが求められる。

### 2002春季生活闘争基本構想（日本労働組合総連合会(連合)）（抄）

#### 第3章 2002春季生活闘争の要求と取り組み

##### V 格差是正の取り組み

###### 3. 男女間格差是正についての基本的考え方について

(3) 生活関連手当の支給要件やコース別雇用管理などをはじめとした間接差別問題への取り組みを進める。とくに、配偶者手当については、税制の配偶者控除の対象者や社会保険の被扶養者等の支給要件そのものが女性の就労抑制の一因となっている状況にあり、その見直しを検討する。

# 職員の給与に関する報告(平成27年8月6日、人事院)(抄)

## 第2 官民給与の状況と給与改定

### 5 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

配偶者手当をめぐっては、昨年以来、経済財政諮問会議等の場において、税制及び社会保障制度と併せて、女性の活躍を推進する観点から、女性が働きやすい制度となるよう見直しをすべきとの議論がなされてきており、国家公務員の配偶者に係る扶養手当についても、本院に対し検討要請が行われている。

本院では、従来より、扶養手当については、基本的に民間賃金の実態を踏まえて定めることとしており、本年の「職種別民間給与実態調査」においては、配偶者の収入による制限等を含め、民間企業における家族手当の支給状況についての調査を行った。その結果を見ると、別表第6に示すとおり、76.5%(昨年76.8%)の事業所が家族手当制度を有し、そのうち90.3%(同92.7%)の事業所では配偶者に家族手当を支給している。また、配偶者に家族手当を支給する事業所のうち、84.9%(同82.2%)では手当の支給要件として配偶者の収入による制限が設けられている。

このように、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、その際、配偶者の収入による制限を設けている事業所が一般的であると認められることから、現時点では、扶養手当の支給要件を見直す状況にはないものと考えられる。

現在、一部民間企業において、配偶者手当の見直しに向けた検討の動きもあり、本院としては、今後とも引き続き、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討を行っていくこととしたい。